

# 政策評価と農業制度金融

## 基本原則とその応用

生源寺 真一  
東京大学大学院教授

### 〔要 旨〕

本格的に稼動しはじめた政策評価をめぐる、第1にその基本原則について、第2に農業制度金融に関する評価指標の実際について、できるだけ平易に解説を加えた。政策評価の前提としては、なによりも定量的なかたちで政策の目標が設定されていることが望ましい。しかも、目標は政策の事業量に関してではなく、アウトカムつまり政策の効果や便益に関するものでなければならない。また、政策の効果は、しばしば事前の状態と事後の状態の比較として把握されているが、これは厳密に言うところでは正しくない。適切な政策評価は、「政策ありせば」と「政策なかりせば」の比較から得ることができる。

政策効果の評価の結果については、これを機械的に政策の妥当性の判断に結びつけるべきではない。かりに低い評価が得られたとすれば、その要因の分析が求められる。とくに、近年の農産物市場の趨勢を考慮すると、価格の変動によって所期の効果が得られていないケースに留意すべきである。

農業制度金融の政策目標にはふたつのステージが考えられ、政策評価もそれぞれのステージについて行われる必要がある。第1ステージの目標は、利子率の設定や機関保証制度の整備などの措置によって、農業分野における投資のボリュームを社会的に望ましい水準に確保することであり、第2ステージの目標は、望ましい水準に確保された投資が確実に農業経営改善効果を発揮することである。

筆者らは、以上のふたつのステージに対応する政策評価の指標の開発を試みている。とくに、第2ステージの測定手法についてはすでに暫定的な提案を行っている。すなわち、制度金融の主たる効果を農業所得ないしは付加価値の増減額として把握し、さらにこの変化を、農産物の生産量の変化によるもの、価格変化によるもの、経営費の変化によるものの3つに分解するフォーミュラを提示した。この方法を用いることで、農産物価格の変動による影響を分離することが可能となり、また、事前の計画と実績値の乖離に関する詳細な分析を行うことも可能となる。加えて、本稿で紹介した簡便な手法は、個々の農業経営の診断や、農協の事業評価の分野にも応用することができる。

## 目次

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1．動きだした政策評価      | 5．効果指標と価格要因     |
| 2．事業量とアウトカム      | 6．農業制度金融の評価視点   |
| 3．事前評価と事後評価      | 7．農業経営改善効果の測定手法 |
| 4．「ありせば」と「なかりせば」 | 8．むすび           |

## 1．動きだした政策評価

政府の政策評価が本格的に稼働しはじめた。なかでも農林水産省は、他の府省に一步先んじるかたちで、2000年度に政策評価の作業をスタートした。本年7月4日には、その結果が公表されたところである。政策の効果に関する体系的な評価としては、今回が初めての試みである。したがって、評価の具体的な手法についても、なお開発と改善の必要な分野が少なくないであろう。しばらくは、試行錯誤が続くことも見込んでおかなければなるまい。と同時に、いま必要なことは、政策評価の基本原則について共通の認識を確立しておくことである。具体的な手法の善し悪しの判断や、試行錯誤のなかから適切な道筋を見極める判断も、結局のところ、政策評価の基本原則をよりどころにするほかはないからである。

政策評価の仕事には守るべきいくつかの基本原則がある。この点についてできるだけ平易に解説することが、この小論の目的のひとつである。基本原則の大切さは、いくら強調しても強調しすぎることはない。

評価に用いられるテクニックがどれほど向上しようとも、あるいは、評価に利用されるデータがどれほど精緻なものになろうとも、基本原則を逸脱した政策評価は信頼に値しない。むしろ、政策評価は優れて実践的な課題であるから、基本原則をそのままのかたちで適用できないケースもあるに違いない。けれども、そういったケースについても、基本原則から乖離のあることをきちんと自覚し、便宜上やむを得ざる措置を講じている点を明示することが望ましい。そうすることで、便宜上の措置による過小評価や過大評価といったバイアスの可能性を考慮に入れて、政策評価の結果を的確に解釈し、分析することが可能になる。

ところで、政策評価の大前提になければならないのは、政策の明瞭な目標である。今回、農林水産省が他の府省に先駆けて政策評価の作業をスタートした点については、1999年7月に施行された食料・農業・農村基本法の存在が大きい。また、法にうたわれた基本理念を実現するための計画として、2000年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画<sup>(注1)</sup>もある。つまり、基本法と基本計画によって政策が体系的にセットされ、年限を区切った実施計画が整えら

れたからこそ、政策評価の作業に取りかかることができたのである。もちろん、政策のありかたについては批判も少なくない。見直すべき点も少なくないであろう。だからこそ、政策評価が必要だとも言えるのであるが、体系性と実施計画を欠いた政策であるとすれば、そもそも評価自体が成り立たないのである。体系性と実施計画を欠いた政策は、たえず揺れ動く存在である。ときには消え、ときには分身が出現するなど、まことに捉えどころのない存在でもある。そんな不確かな相手が対象であるとすれば、いくらりっぱな評価の物差しをあてがってみたところで、その効果を正確に測定することは望めないのである。

(注1) 林業に関しては、旧林業基本法にかわる森林・林業基本法が制定され(2001年7月)、水産業に関しては、新たに水産基本法が制定された(2001年6月)。また、それぞれの法のもとで、森林・林業基本計画と水産基本計画が定められる。

## 2. 事業量とアウトカム

政策の明瞭な目標の設定は、政策目標の達成度を評価するための大前提である。もっとも、目標のない政策などあるはずがないと言われれば、掲げられた目標が妥当なものであるかどうかは別として、それはおそらくそのとおりであろう。問題はその先にある。つまり、政策の達成度の客観的な評価が可能なかたちで、政策目標が設定されているか否かが問われるのである。この意味において、政策の目標はできるだけ定量的に設定されていることが望ましい。

もちろん、定量的な目標の設定がむずかしい分野もあるに違いない。とくにすぐあとに述べるアウトカムに着目する観点に立つとき、ことはそう簡単ではない。けれども、ここは可能な限り定量化を追求してみる必要がある。ど真ん中のストライクの定量化が不可能な場合であっても、さまざまな代理指標を工夫することで、政策目標の達成度を近似的に測定できるケースも少なくないと思われる。

言うまでもないことであるが、目標の達成度が定量的に評価されたからと言って、その結果が機械的に当該政策の存否の判断に結びつくものではない。政策評価によって得られるのは、あくまでも検討のための基礎的な情報なのである。もちろん、目標が的確に設定されていて、評価の尺度も目標にマッチしたものであれば、それだけ有力な判断材料となることは言うまでもない。けれども定量的な評価を機械的な判断につなげるべきではない。

政策評価の目標設定で陥りやすい誤りは、事業のボリュームを目標とし、その事業の実績でもって目標の達成度とみなすことである。例えば農業制度金融の分野に引きつけて言うならば、資金種類別に年間融資額の目標を立てて、融資実績額をこれと比較することは、これまでもごく普通に行われてきた。200億円の目標に対して210億円の実績があれば、105%の達成率だということになる。けれども、融資額そのものを制度金融の政策効果の尺度とすることは適切ではない。少なくとも、メインの尺度に

はならないのである。

融資額を目標として掲げ、この達成度を問うことに意味がないわけではない。その資金に対する農業経営のニーズがどれほどあるのか。その点に関する見通しは的確だったのかどうか。あるいは、ニーズを掘り起こし、現実の資金需要に結びつけるための努力が十分に払われてきたのか否か。こういった政策の立案と執行のプロセスの評価にさいして、融資額と融資件数が不可欠な情報であることは、あらためて指摘するまでもない。しかしながら、融資額を政策効果測定のためのメインの指標とすることはできない。なぜならば、融資額は政策に要した費用に関する指標であって、政策によって生み出された効果ないしは便益に関する指標ではないからである。

この点に、いま政府が取り組みはじめた政策評価のポイントがある。評価したいのはあくまでも政策によって生じた効果のほうであって、その費用ではない。あたりまえのことではあるが、政策はそれが生み出す効果を目指して練り上げられる。その効果を直接あるいは間接的に計測することによって、目標の達成度を評価しようというのである。政策評価に関してしばしば用いられるアウトカムという言葉は、この意味における政策の効果を表している。例えば、農林公庫資金の融資によって融資先の経営がどれほど改善され、地域農業の成長にどれほど貢献することができたのか。これが、経営改善資金の基本的なアウトカムにほかならない。

### 3. 事前評価と事後評価

政策の目標が明瞭に定義されているならば、その政策に投入される政策資源の量を前提条件として、目標の達成度に関する予測を行うことが可能なはずである。例えば、一定の融資予定総額のもとで、融資先経営の5年後の経営改善の姿を、所得ないしは付加価値のタームで予測することができる。これが政策の効果に関する事前評価にほかならない。もちろん、この種の前評価にさいしては、過去の経営改善の事例をめぐって蓄積された情報がフルに活用されなければならない。

これに対して、今回スタートした政策評価は事後的な評価である。いまの例で言うならば、融資先の経営に5年後に実際に生じた経営改善効果を把握しようというのである。そして、事前評価と事後評価はほんらい一対の関係になければならない。したがって、政策評価の手法が定着したあかつきには、事前の評価と事後的な評価をつきあわせて比較するという視点が重視されることにもなるであろう。つまり、事後評価は政策目標の達成度の評価であると同時に、事前に予測された効果の水準や事前評価の方法について、その妥当性をチェックするための情報をフィードバックする役割を果たすのである。<sup>(注2)</sup>

そもそも政策評価の目的は、政策に対する資源配分のありかたを点検するところにある。したがって、事前に見込まれる達成

度が著しく低いとすれば、あるいは、ほかの政策手段に比べて明らかに見劣りするとすれば、問題とされている政策手段に財政やマンパワーといった貴重な政策資源を投入することに対しては、はじめから疑問符がつくことであろう。したがって、事前の政策評価が定着するとすれば、現に実行に移されている政策は、いちおう事前評価のハードルをクリアした政策だということになる。とは言うものの、予測はあくまでも予測であって、不確実な将来のできごとに関する予測が正確に的中する保証はない。また、評価自体が甘くなる可能性も否定できない。とくに政策立案にたずさわる側による評価は、政策立案に傾けられた熱意が高じて、効果の甘い見通しにつながりがちである。こうした傾向は、むしろ人のつねとして避けられないとみておかなければなるまい。

だからこそ、事後評価が大切なのである。もっとも、事後的な評価が事前のそれを明らかに下回る結果が得られたとしても、政策の妥当性がただちに否定されるわけではない。なぜ下回ることになったのかについて、その要因を分析することが大切なのである。また、そのような要因分析が可能なかたちで、政策効果の評価指標をセットしておくことが重要なのである。

(注2) この点で、わが国の公共事業のなかでユニークなポジションにあるのが、土地改良制度である。土地改良制度においては、補助事業としての採択要件として、早くから費用対効果の比較評価が義務付けられてきた。一種の事前評価であり、近年ではあわせて事後評価も試みられるようになった。

#### 4. 「ありせば」と「なかりせば」

事前の評価であれ、事後的な評価であれ、評価にさいしては、評価の対象となった政策が実行されたときの状態と、その政策が行われていないときの状態を比較することが基本となる。しばしば、政策が実行されるまえの状態と、実行されたあとの状態の比較でもって、政策の評価であるとする考えかたが見受けられるが、これは政策評価の基本原則としては誤りである。たしかに政策の前後の比較によって、結果的に正しい評価がもたらされる場合もある。けれども、原理原則としては正しくないのである。簡単な数値例を用いて説明しよう。

	政策実行前	政策実行後
政策あり	50	80
政策なし	50	60

ここに掲げた数値は、政策の効果指標として着目しているなんらかの尺度について測られたスコアである。この値が高いほど望ましいものとする。スコアが、政策の実行前には50であったとしよう。さらに政策が講じられたケースについて、政策の実行後のスコアをみると、80に上昇している。このとき、政策実行後のスコアである80から、実行前のスコアである50を差し引いて得られる30をもって、政策の効果とみなしがちなのである。けれども、これは適切な評価とは言えない。正しくは、政策が講じられていないケースとのあいだで比較が行われるべきなのである。つまり、政策が実

行されたあとの時点で、政策が講じられたケースのスコアと講じられていないケースのスコアが、比較のペアにならなければならない。これを「政策ありせば」と「政策なかりせば」の比較、あるいはたんに「ありせば」<sup>(注3)</sup>「なかりせば」の比較と呼ぶ。

念のため数値例で確認するならば、政策実行後の上段の80と下段の60が比較され、80から60を差し引いて得られる20をもって、政策の効果とみなすのである。やや角度を変えてみるならば、政策実施の前後で観察されたスコアの上昇分30から、政策以外の共通の因子によってもたらされたと考えられる上昇分10を取り除いた値を、政策の効果として把握しているのである。政策以外の因子の効果を除いたネットの効果が把握されたというわけである。

事前に行われる政策効果の予測については、いま述べたことをそれほど神経質に考えなくてもよい場合が多いであろう。なぜならば、事前の評価にさいしては、明示的に、あるいは暗黙のうちに、政策によってもたらされる変化以外の要因が、政策実行前の水準に固定されていることが多いからである。いまの数値例で言うならば、政策なしのケースについては、実行前と実行後のいずれについても、スコアは50の水準に保たれているものとみるのである。したがって通常は、「ありせば」「なかりせば」の原則をことさらに意識する必要もないというわけである。

(注3) 「ありせば」「なかりせば」の比較は、with and withoutの比較と呼ばれることがある。これ

に対して事前・事後の比較は before and after の比較である。

## 5 . 効果指標と価格要因

ところでさきほど、事後評価の結果が事前の評価を下回ったからと言って、ただちに政策そのものの否定には結びつかないと述べた。評価が下回ったとすれば、その分析が大切なのである。逆に、事後評価が見かけ上はまずまずのものであったとしても、政策の効果としてはクエスチョン・マークがつくこともありうる。これらの点について、若干の解説を加えておくことにしよう。

事前評価の結果が事後評価の結果と乖離するケースにはつぎの3つがある。実際には、これらが組み合わさって生じることも少なくないと思われるが、概念上は峻別しておくことが大切である。そこでまず第1のケースは、事前評価が適切に行われていないことによる乖離である。過大もしくは過小な事前評価が、事後的に確認された実績値とのあいだにギャップを生むのである。第2は、政策自体が所期の効果を発揮することに失敗するケースである。もちろん逆に、所期以上の効果をもたらされて、上方に乖離が生じることもありうる。そして第3に、政策自体は所期の効果を発揮しているにもかかわらず、事前の評価には織り込まれていなかった要因の作用によって、見かけのうえで事後的な評価が事前の評価から乖離してしまうケースである。政

策の評価にさいしてもっとも注意を要するのは、この第3のケースである。とくに気をつけなければならないのは、農産物や生産資材の価格の変化である。農業制度金融の政策効果の評価についても、しかりである。この点的確な分析がないならば、評価された政策効果の値から、真の姿を取り違えた見当外れの判定が導き出される可能性もあると言わなければならない。

貨幣量として把握可能な政策の効果は、事前の評価の段階では、多くの場合に実質値として与えられる。こういう意味である。すなわち、しばしば暗黙のうちにはあるが、政策の実行前と実行後のふたつの時点で、価格条件に変化がないものとして、政策効果の予測が行われるのである。言い換えれば、多くの場合、政策の事前評価は、価格要因による変動が捨象された数量的ないしは実質的な効果に着目しているわけである。けれども言うまでもなく、現実には、価格条件は日々刻々と変化する。しかも、これをコントロールすることは、一般的に言えば、個々の農業経営にとってはむろんのこと、昨今の価格政策の改革のもとでは、政策当局にとっても事実上不可能であるとみてよい。そしていまやほとんど例外なくと言ってよいほど、変化した価格条件によって、結果的に政策効果の実績値は事前の予測値から乖離することになる。

注意しなければならないのは、このような価格要因による事前評価からの乖離と、数量要因の不適切な見積もりによる乖離と

では、その意味が著しく異なっていることである。価格要因は政策の評価に見かけ上の歪みをもたらしていると言ってもよい。したがって、価格要因による乖離をうまく除去することができるならば、その結果得られるネットの数量的ないしは実質的な変化をもって、真の政策効果の評価とすることもできる。この意味において、価格要因の作用を分離し、除去する作業は、前節で述べた「ありせば」「なかりせば」の比較原則のスペシャルケースにほかならない。もう一度 簡単な数値例を用いることにしよう。

	政策実行前	政策実行後
政策あり	50	60
政策なし	50	40

今度の例では、政策によって生じている見かけのスコアの上昇は10である(60 - 50 = 10)。しかるに、価格要因が全般的に作用したことによって、政策が講じられている、いないにかかわらず 政策実行後のスコアは10だけ減少している(40 - 50 = -10)。この価格要因の作用を除去するならば、つまり、価格の低下が生じていないと仮定するならば、政策効果のスコアは20の水準を維持していると結論づけられるのである(60 - 50 - (-10) = 20)。この20のスコアが、実質的に生じている政策効果にほかならない。

## 6 . 農業制度金融の評価視点

農業制度金融の政策効果は、農業経営に対する融資を念頭におくならば、以下に述

べるふたつのステージに分けて把握することが<sup>(注4)</sup>できる。したがって、政策の目標についても、ふたつのステージに目標が想定されることになる。

まず、政策金融としてのレゾンデートルでもあるが、市中金利に比べて優遇された金利を設定し、機関保証制度を整備するなどの政策的な措置を通じて、農業分野における投資のボリュームを社会的に望ましい水準に確保すること、この点に政策の第1段階の目標を設定することができる。政策なかりせばそこに落ち着いたであろう投資のボリュームは、社会的にみて過小であると判断されるからこそ、さまざまな政策措置がとられるわけである。その意味で、農業制度金融も、市場の失敗に対処する資源配分調整政策の一翼を担っているのである。ここで市場の失敗の要因について多くを述べるゆとりはないが、農業特有の不安定な収益性や、メンバーひとりの疾病が経営破綻に結びつきかねない家族経営特有のリスクがあり、さらには近年クローズアップされている食料の安全保障や農業の多面的機能の存在をあげることができる。

これらの要素に対して、いま述べた利子率の設定や信用補完といった措置を講じることによって、制度が想定する借り手としての適格者が融資の対象としてカバーされることになる。このカバレッジの確保が、制度金融の政策目標の、したがって政策評価の第1ステージにほかならない。そして、そのつぎにくるのが政策目標と政策評価の第2ステージというわけであり、そこ

では融資先の農業経営の投資が充分なりターンをもたらしているか否かに着目する。この第2ステージをめぐる政策効果の評価については、むしろオーソドックスな投資分析の手法が有効であると考えられる。第1のステージで適切にカバーされた融資先が、第2のステージではそれぞれに経営改善に取り組むというわけである。やや模式的に述べるとすれば、制度金融全体の政策効果は、経営改善効果の広がり測定する第1ステージの評価と、経営改善効果の厚みを測定する第2ステージの評価の積のかたちをとるのである。

(注4) 農業制度金融は、農業経営を直接の対象としない融資のジャンルとして、土地改良という大きな領域をもつ。

## 7. 農業経営改善効果の測定手法

前節で述べたフレームワークにもとづいて、われわれは農業制度金融の政策評価の具体的な手法について検討を行っている。すなわち、2000年度にはまず第2ステージの評価手法に関する提案を行い、今年度は第1ステージの政策評価の視点から、信用保証制度の評価手法を吟味している。ここでは、前者すなわち制度資金の経営改善効果を把握・分析する手法について、そのエッセンスを紹介することにしたい。<sup>(注5)</sup>

言うまでもなく、個別経営の改善効果は、集積されて地域農業の振興効果に結びつき、地域農業の振興効果は、集積されて

国全体の農業の生産性と競争力を押し上げる。けれども、いずれのレベルの効果を評価するについても、その基本となるのは経営レベルの効果である。広域レベルの評価は本質的に、個別経営レベルにおける評価の集計値に過ぎないからである。

さて、例えばスーパーL資金(農業経営基盤強化資金)の融資が行われるならば、融資先の農業経営にはさまざまな変化が生じるはずである。そのなかでわれわれは、融資によって生じる所得ないしは付加価値の変化に着目した。厳密に言うならば、付加価値の源泉には労働も含まれるから、付加価値の変化分のすべてを投資のリターンとみなすことはできない。けれども、容易に利用できる指標の開発という意味で、まずは付加価値の増減に着目したわけである。もっとも、労働費に関するデータが得られるならば、以下の指標は、労働に帰属する価値を除いた付加価値に関する指標として読み替えることができる。<sup>(注6)</sup>

いま、融資前の時点0における農業所得を $I_0$ 、融資後のある時点Nにおける農業所得を $I_n$ と書くことにする。ここで農産物の価格を $P$ 、農産物の量を $Q$ 、農業経営費を $E$ と書くならば、融資の前後で生じている農業所得の変化 $I_n - I_0$ は、

$$I_n - I_0 = (P_n \cdot Q_n - E_n) - (P_0 \cdot Q_0 - E_0) \quad (1)$$
と表される。要するに売上から経営費を控除したのちの所得の変化を把握しているのである。ただし、価格などに付されている添字 $0$ と $n$ は時点0とNを表す。このもっとも簡潔な尺度に関する情報であっても、そ

れなりの分析は可能である。例えば、投資額に対する所得増分の比率を求めれば、これは一種の投資収益率を表している。また、投資の対象に耐用年数を想定できるケースについては、その全期間にわたって $I_n - I_0$ を計算し、それらの割引現在価値の合計額を投資額に一致させる割引率を算出することで、内部収益率を求めることも可能である。

ここで、第5節で検討した価格要因の作用と実物要因の作用を分離して評価することを考えてみよう。価格の変化 $P_n - P_0$ を $P_{no}$ 、数量の変化 $Q_n - Q_0$ を $Q_{no}$ とみると、簡単な計算によって、(1)式をつぎのように書き直すことができる。

$$I_n - I_0 = P_0 \cdot Q_{no} + P_{no} \cdot Q_0 - (E_n - E_0) + P_{no} \cdot Q_{no} \quad (2)$$

すなわち、農業所得の変化は、数量効果(右辺第1項)、価格効果(同第2項)、経営費の効果(同第3項)の3つに分解される。<sup>(注7)</sup>ただし、一般に交差効果を表す第4項は分析の対象から除かれる。この要因分解式において、例えば価格効果がマイナスに作用しているとすれば、その分については政策効果の評価額から除去しておく必要がある。そうすることによって、実質的な効果である $P_0 \cdot Q_{no} - (E_n - E_0)$ を分離できるというわけである。ここでさらに、数量の変化 $Q_{no}$ を実績値 $Q_n$ と時点Nに達成を見込んでいた計画値 $Q_t$ との差 $Q_{nt}$ と、計画値 $Q_t$ と融資前の時点0における数量 $Q_0$ の差 $Q_{t0}$ に分解し、同様に経営費についても計画値 $E_t$ を明示することによって、いま分

離された実質的な効果を、

$$Po \ Qto - (Et - Eo) + Po \ Qnt - (En - Et) \quad (3)$$

と書き直すことができる。すなわち、発生している効果のうち、 $Po \ Qto - (Et - Eo)$ については、あらかじめ見込まれていたわけである。言い換えれば、これが政策効果の事前評価に対応する値にほかならない。残る $Po \ Qnt - (En - Et)$ が、予測には織り込まれていなかった変化であり、この値がプラスの場合には、全体として事前評価を上回る実績があがっていることになる。

(3)式については、別の読みかたも可能である。すなわち、技術の進歩によって特別の投資がない場合にも等しく生じている収量の増加やコストダウンが、それぞれ $Po \ Qto$ と $Et - Eo$ によって表されているとみるのである。収量増加やコストダウンの共通因子に対応する具体的なデータとしては、融資対象外の類似の経営に関する情報を収集・利用することが考えられる。そして、実質的な効果である(3)式から、このような共通因子の作用である $Po \ Qto - (Et - Eo)$ を除去するならば、農業制度金融のネットの経営改善効果は残る $Po \ Qnt - (En - Et)$ によって把握されることになる。これが厳密な「ありせば」「なかりせば」の比較から得られる政策効果にほかならない。<sup>(注8)</sup>

(注5) 詳しくは、2000年度の調査研究の報告書である(財)農村金融研究会『平成12年度農林水産制度資金の効果測定手法の整備に関する調査報告書』と、同『所得増減要因分析による農林水産制度資金の政策効果測定手法の手引き』を参照されたい。なお、本稿にはこれらの文献とは異なる記号で表現した部分があり、説明も一部簡略化した。

(注6) 以下の説明で、経営費とあるところに労働費も含めて考えればよい。なお、付加価値のうちひとつの源泉である土地の扱いについても、厳密には問題が残る。もっとも、農地購入も制度資金の重要な使途であったことは、周知のとおりである。

(注7) 経営費の変化についても、数量要因と価格要因に分解することが可能である。

(注8) やや複雑になるが、生産物の価格や生産資材の価格についても、融資対象の経営とそのほかの経営のあいだに差が生じる可能性を考慮した定式化を行うこともできる。例えば、品質の向上や有利な取引先との提携によって、価格をめぐる経営改善が生じるとすれば、そのような変化も政策効果のひとつとして捉えなければならない。

## 8. むすび

前節で紹介した具体的な手法については、目下のところ検証作業が行われている。その意味では、現時点における暫定的な提案であると理解していただきたい。ただし、提案された手法のベースにある政策評価の基本原則については、費用便益分析といった関連分野における長年の蓄積から得られたものであるから、安心して参照することができる。

本稿が提示した観点、すなわち事前評価と事後評価の比較、「ありせば」「なかりせば」の比較、価格要因と数量要因の分解などの観点は、およそplan - do - seeのプロセスをたどる事業であるならば、広く適用可能であると言ってよい。

政策評価の手法は、汎用性が高いのである。ひとつひとつをとれば、ごく常識的な観点であって、奇をてらったところなどにもない。けれども、健全な常識のパワーをあなどってはならない。政策評価の基本

原則に立って冷静に眺めてみると、個々の農業経営の診断や農協の事業評価の面でも、有用な情報が得られる点が少なくないように思われる。政策評価の仕事はけっして他人事ではなく、他人まかせですむわけ

でもないのである。農協事業のさまざまな分野においても、むしろ政策評価の気運の高まりを背に受けながら、自己評価の取り組みが生まれることを期待したい。

(しょうげんじしんいち)